第百十四条第一項中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第四号」に、「第六十一条第二項第四号」を「第六十一条第二項第五号」に改める。

第百十六条中「同条第十二号の六の三」を「同条第十二号の六」に、「同条第十二号の六の四」を「同条第十二号の六の三」に改める。

第百三十二条第一項中「営業権並びに」を削り、同項第一号イ中「の償却費）を「に係る償却の方法の特例）」に、「当該年分」を「その年分」に改め、同号ロ中「当該年分」を「その年分」に改め、同号ハ中「方法の」を「償却の方法の」に改め、同項第二号イ及びロ中「当該年分」を「その年分」に改め、同号ハ中「方法の」を「償却の方法の」に改め、同項第三号イ及びロ中「当該年分」を「その年分」に改め、同号ハ中「方法の」を「償却の方法の」に改める。

第百六十七条の七第四項中「適格株式交換に」を「適格株式交換等に」に、「適格株式交換の」を「適格株式交換等の」に、「適格株式交換後」を「適格株式交換等の後」に改め、同条第六項第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第百七十条第五項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　株式を発行した法人の第百十三条の二第一項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する株式分配　次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該株式分配に係る第百十三条の二第一項に規定する完全子法人の株式　当該株式分配に係る同条第三項に規定する現物分配法人（ロにおいて「現物分配法人」という。）の株式の国外転出時評価額を基礎として同条第一項の規定に準じて計算した金額

ロ　当該個人が当該株式分配の前から引き続き有している当該株式分配に係る現物分配法人の株式　当該現物分配法人の株式の国外転出時評価額を基礎として第百十三条の二第二項の規定に準じて計算した金額

第百七十条第六項中「及び第七項」の下に「、第百十三条の二第一項及び第二項」を加え、「同条第七項」を「同条第七項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、第百十三条の二第一項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、「金額（法第二十五条第一項第三号（株式分配の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「金額」と、同条第二項」に改め、「それぞれ」を削り、同条第七項中「第十号」の下に「、第十号の二」を加える。

第百七十条の二第二項中「、それぞれ」を削り、同条第三項中「第百十四条第一項」を「第百十三条の二第一項及び第二項（株式分配により取得した株式等の取得価額）、第百十四条第一項」に改め、「、それぞれ」を削る。

第二百五条第二項各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第二百十八条の見出し中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「ついての扶養控除等申告書」の下に「、第百九十五条の二第一項（給与所得者の配偶者控除等申告書）」を加え、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第二百十九条第一項中「申告書等（」の下に「法第百九十五条の二第一項（給与所得者の配偶者控除等申告書）の規定による申告書を除く。」を加える。

第二百二十条（見出しを含む。）中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第二百二十二条の二第四項第二号中「特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額の控除」を「居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同項第三号中「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額の控除」を「特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第二百六十二条第一項ただし書中「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に、「第四号」を「第三号」に、「第五号イ」を「第四号イ」に、「第五号ロ」を「第四号ロ」に、「第五号ハ」を「第四号ハ」に、「第五号ニ」を「第四号ニ」に、「第五号ホ」を「第四号ホ」に、「第六号に」を「第五号に」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百八十一条第一項第四号中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同条第七項第一号ロ中「（ロにおいて「分割法人」という。）の株主等」を「の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等」に、「（出資にあつては、金額。）」を「又は金額」に改め、同項第二号中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項第四号ロの非居住者がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（以下この号において「株式分配」という。）のうち次のいずれかに該当するものにより同条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（以下この号において「完全子法人」という。）の株式その他の資産の交付を受けた場合において、当該株式分配に係る第百十三条の二第二項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する割合に、当該内国法人の当該株式分配の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該株式分配の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

イ　完全子法人の株式（出資を含む。ロにおいて同じ。）以外の資産が交付される株式分配

ロ　株式分配に係る完全子法人の株式が当該株式分配に係る法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されない株式分配

第三百四条第二号中「第二条第十二号の十八イ」を「第二条第十二号の十九イ」に、「会社法第九百三十三条第一項第二号」を「同項第二号」に改める。

第三百十六条の二第二項第二号、第三百十八条及び第三百十八条の二第一号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改める。

第三百十八条の三の見出し中「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に改め、同条中「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に改め、「よる申告書に」及び「された」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、同条ただし書及び各号中「その」の下に「控除対象配偶者又は」を加える。

第三百十九条の十一第一号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改める。

第三百四十五条第一項第二号中「第六十一条第四項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」を「第百十三条第一項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）」に、「第百十三条第一項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）」を「同項」に改め、「もの」の下に「で、当該株式又は出資が同条第二項に規定する分割法人の発行済株式等（同条第一項に規定する発行済株式等をいう。次号において同じ。）の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたもの」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第六十一条第一項各号」の下に「（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法人の株主等がその法人の行つた法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（当該法人の株主等に第百十三条の二第一項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかつたもので、当該株式又は出資が同条第三項に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。）により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

第三百四十五条第三項中「若しくは」を「及び」に改め、同条第六項中「、それぞれ読み替える」を「読み替える」に改める。